

広陵町地域福祉計画進捗状況管理表

施策の体系	担当課	達成度	取り組み内容・実施内容	今後の方向性	備考
基本目標 1 地域で支え合う仕組みをつくる					
主要施策（1） 地域福祉意識の高揚					
（P51）啓発活動の充実					
・住民一人ひとりの福祉に対する理解と参加を促進するため、広報紙やホームページなど多様な媒体を通じた啓発活動を展開します。	社会福祉課	B	広報紙を通じて研修会や相談会の案内を行い、ホームページにおいては、各種制度の案内を掲載し、住民への周知・啓発活動を行っている。	必要な情報が必要な方に届くよう、広報紙やホームページを媒体とし、情報発信に努めている。	
・「障がい者週間」等の機会を利用し、障がい者等の権利に関する法律や制度等についての啓発を行います。	社会福祉課	B	3市1町自立支援協議会での研修や視察を通じ、全体的な制度等への理解促進を図るとともに、啓発を行います。	職員の障がい福祉に関する知識の習得や制度の理解を深めながら、啓発を行います。	
（P51）相互理解の促進					
・ノーマライゼーションの理念を実現するために、障がい者に対する正しい理解と認識を深める活動や教育の充実を図ります。	社会福祉課	B	さわやかホール内で町内事業所の授産品の販売ブースを設け、障がい者への理解促進に努めた。また、自立支援協議会では事業所が集まって活動内容をPRするイベントを開催し、住民向け啓発を行った。	今後も公共施設における販売ブースについて継続していく。協議会におけるPR活動イベントについても今年度も継続していく。	
・障がい者福祉に関するゲストティーチャーによる授業の回数を増やします。	教育総務課	B			
主要施策（2） 地域福祉活動・ボランティア活動の活性化					
（P53）ボランティア活動の支援					
・ボランティア活動に関する広報、啓発活動の充実など様々な支援を図ります。	社会福祉課	C			
・今後の福祉ニーズの多様化に対応するため、福祉サービスを担う職員はもとより、関係機関職員に対しても研修や学習の機会を提供します。	社会福祉課	B	庁内連携強化を図るため、関係各課で研修やグループワークの取り組みを行った。	年に2回程度、関係各課で勉強会等を実施していく。	
（P53）青少年ボランティアの育成					
・学校や家庭、関係各課が認識を統一することで、青少年のボランティアへの関心の高揚を図ります。	生涯学習課	C	（生涯）事業の開催時期によって、大学生のボランティアの応募は左右される事がある。	中高生のボランティアは安全性の重視から、実施が困難。大学生についても、交通手段や活動時期がネックとなっている。	
・学校や家庭、関係各課が認識を統一することで、青少年のボランティアへの関心の高揚を図ります。	生涯学習課 教育総務課	C	学校だけでなく、家庭や地域社会など身近なところで実践できるよう活動を促した。	学校の授業を通じて、ボランティア活動の重要性について説明する。	
・清掃活動を来年度以降も継続実施するよう検討します。	教育総務課	B	ボランティア活動の重要性や必要性等を理解し、地域における清掃活動に参加するなど、児童生徒自らがボランティア活動に参加した。	引き続き積極的に参加し、楽しく取り組めるよう工夫して実施していく。	
（P53）地域福祉活動の担い手の発掘・育成					

・「団塊世代」などから地域活動への意欲を持った人材を発掘し、高齢者や障がいのある人、子育て家庭等を支援する人材を育成します。	社会福祉課	B	地域福祉活動の中心である民生児童委員が、高齢者や障がい者に特化した部会を設け、自主的に研修や勉強会を行っている。	行政が主体になるのではなく、民生児童委員が主体となり活動ができるよう支援していく。	
・「団塊世代」などから地域活動への意欲を持った人材を発掘し、高齢者を支援する人材を育成します。	介護福祉課	B	介護予防リーダー養成講座を開催し、介護予防・健康づくりのために活動する人材育成に努めた。 生活支援体制整備事業として、地域の多様な団体・住民等が介護の支え手となるよう住民主体の協議体である「広陵ささえ愛」の支援を実施している。	介護予防リーダー養成講座の実施及び活動支援を継続する。 生活支援体制整備事業の実施及び、事業の委託先である広陵町社会福祉協議会との連携を行う。	
・子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）を行い、子育て家庭等を支援する人材の発掘・育成を行います。	こども課	B	R7年度は、提供会員31名、依頼会員39名の登録があり、延べ92回の相互援助活動が実施されました。	今後も円滑な相互援助活動が実施できるように引き続き制度の周知や提供会員へのスキルアップ講習、及び新会員の募集等を進めていきます。	
・「団塊世代」などから地域活動への意欲を持った人材を発掘し、高齢者や障がいのある人、子育て家庭等を支援する人材を育成します。	子育て総合支援課	A	家庭訪問型子育て支援ボランティア事業（ホームスタート）に対して補助を行い、「傾聴と協働」により子育て支援を実施するNPO法人の活動を支援しました。	今後も毎月訪問したケースについて報告書を作成していただき、これをもとにこども家庭センターの子ども家庭支援員などを交えて活動状況や支援内容を詳細に聞き取り、連携を図っていきます。 また、この事業を、児童虐待の早期発見や切れ目のない支援のための効果的なツールとしていきます。	
・社会福祉協議会と連携し、地域子育て支援拠点事業へのボランティアの参加を促進していきます。	子育て総合支援課	A	未就園児とその保護者が気軽に集い交流する場として開催しているさわやかホールの「なかよし広場」において、子育て経験のあるボランティアの方にもスタッフとしてお手伝いしていただきました。	今後も地域のボランティアの方と共に、参加しやすい環境づくりに努めていきます。	

(P53) ボランティアポイント制度の導入検討

・ボランティア活動を通じて、積極的な社会参加を促し、生きがいづくりにつながるよう、ボランティアポイント制度等の導入を検討していきます。	社会福祉課 介護福祉課 協働のまちづくり推進課	C			
---	-------------------------------	---	--	--	--

主要施策（3） 支え合い・見守り体制の充実

(P55) 関係者のネットワークづくり

・関係者間の情報共有を図りやすくするため、地縁、N P O、活動団体等のネットワークづくりを図ります。	介護福祉課 社会福祉課 子育て総合支援課 こども課 安全安心課 協働のまちづくり推進課	C			
(P55) 子どもや認知症高齢者等の見守り活動の推進					
・子ども110番の家、地域見守りボランティア、避難支援等関係者の協力のもと見守り体制の推進を図ります。	安全安心課	B	学校と連携し、地域の見守りの維持、向上に努めたとともに、地域自治会への協力も依頼した。	酷暑による危険等も配慮しつつ、見守り体制を維持できるよう、学校機関、福祉関連と連携し、関係各所への協力を求めている。	
・事業所の協力のもと、広陵町高齢者等徘徊S O S ネットワーク事業の充実を図り、行方のわからない高齢者が発生したときの情報提供を依頼し、より早期の発見に努め、地域社会での見守り体制の推進を図ります。	介護福祉課	B	広陵町高齢者等徘徊SOSネットワーク事業の周知を行い、行方不明者発生時はLINE登録している住民に情報を提供することで早期発見に繋がっている。	広陵町高齢者等徘徊SOSネットワーク事業の普及・啓発に努め、対象者の登録を推進することで、見守りを要する高齢者等の安全の確保に努める。	
・地域の団体やボランティアと協力し、登下校、登降園の見守り体制を強化します。	教育総務課 こども課	B	地域コミュニティの活性化や、登下校中の子供が被害に遭う交通事故や犯罪を減らすため、保護者、学校支援ボランティア・交通安全協議会、広陵町民生委員・児童委員など地域住民により登下校中の子供たちの見守り活動を連携・協働して行っている。	人口減少や高齢化の進行に伴い、見守り活動の担い手不足が懸念されているなかで、見守り活動上の役割や見守る時間・場所を分担するなど実施方法を工夫するとともに、BLEタグも併用して進めていきたい。	
・民生委員・児童委員と協力し、虐待の早期発見、防止啓発活動の強化を行います。	子育て総合支援課	A	さわやかホールの「なかよし広場」で民生委員・児童委員にもスタッフとしてご協力いただくとともに、要保護児童対策地域協議会の実務者会議には会長と主任児童委員に参加していただき、児童虐待の早期発見と防止に努めました。	今後も、民生委員・児童委員と協力しながら、地域の見守り体制を強化し、児童虐待の早期発見と防止啓発に努めます。	
・B L E タグを持った方が見守りスポット及び見守り人アプリをインストールしたスマートフォンを持った人とすれ違うことにより、位置情報が記録されるため、万が一の際に警察等に位置情報履歴を情報提供することで、早期解決を図ります。	教育総務課 介護福祉課 安全安心課 デジタル推進室	A	（児童向け）試行期間を経て、2024年4月から本格的に運用し始めたottaのサービスについて、市内の公立小学校に在籍する児童のうち希望する方全員に見守り端末を無償で配布している。また、各校区20台の見守りスポットを設置した。 （高齢者向け）高齢者が普段利用する場所や行政界付近（店舗、公共施設や個人宅等）に見守りスポットを25台設置したが、高齢者個人へのタグ導入は進んでいない。	（児童向け）通学路や店舗等に見守りスポットを設けているが、見守りの制度をより向上させ、子どもの安全を見守るために、広陵町の「見守り人アプリ」のインストールにご協力をお願いしていく。また、小学校卒業後も継続して利用していることから、中学校への受信機設置を検討する。 （高齢者向け）認知機能が低下した高齢者等において見守りサービスの実証実験を予定。	
(P55) ご近所や自治会における取り組みの支援					

・地域での見守り、声かけやあいさつ運動などが、自然に行われることのできる地域づくりを促進します。	協働のまちづくり推進課	B	町内の小学校4校と中学校1校に自治基本条例の出前授業を実施した。	継続して行う予定。	
・地域が主体的に実施するイベントや事業について、楽しく参加・参画できるように支援します。	協働のまちづくり推進課	A	まちづくり協議会への補助金も含めた伴走支援を実施した。また、協働のまちづくり提案事業補助金で、主体的に協働事業を行ってもらえる団体を支援した。	継続して行う予定。	
主要施策（4）福祉活動への支援と連携強化					
(P58) 民生委員・児童委員への支援・連携の強化					
・誰もが安心して生活できる地域づくりのために民生委員・児童委員の活動を支援するとともに、活動内容を広く周知します。	社会福祉課	B	民生児童委員の活動周知のため、毎年5月に町内小学校においてティッシュを配布し、啓発活動を行っている。また新生児健診時には絵本の配布を行ったり、民生児童委員の広報紙を刊行するなど、住民との顔つなぎになるよう活動を行っている。	民生児童委員が主体的な活動として続けられるよう、取り組みを支援していく。	
・地域の絆づくりを進めている民生委員・児童委員が、住民の多様な相談に的確にアドバイスができるよう、研修会や情報提供等を行い、支援を行うとともに連携の強化を図ります。	社会福祉課	B	民生児童委員が自主的に開催する研修会において、役場担当課職員が講師役となり、福祉やその他の制度について伝達し、民生児童委員が住民と役場のパイプ役となれるよう支援を行っている。	制度改正等に伴い、情報も更新されるため、研修開催時には積極的に協力し、情報提供に努めていく。	
(P58) 地域福祉活動への支援					
・社会福祉協議会と連携し、地域福祉委員など、地域で福祉活動をしている人や団体を支援します。	社会福祉課	A	社会福祉協議会に福祉団体の事務局を持ってもらい、地域福祉活動の連携を行っている。毎年、各小学校教諭と民生児童委員との懇談会を実施し、地域における児童に関する情報共有を行っている。	社会福祉協議会と連携し、福祉団体の活動を把握し、連携を図っていく。	
主要施策（5）社会福祉協議会への支援と連携強化					
(P60) 社会福祉協議会の体制強化					
・人材の確保と育成に対する支援をはじめ、適正な補助、事業における協力体制強化など、社会福祉協議会の主体性や独立性に配慮しながらも、調整及び支援に積極的に取り組みます。	社会福祉課	B	社会福祉協議会における体制強化について協議を行った。	社会福祉協議会の体制を強化し、地域福祉の中心を担い、町福祉全体のサービス向上を図っていく。	
(P60) 社会福祉協議会の連携強化					
・社会福祉協議会を地域福祉の推進における中核的役割を担う組織として位置付け、積極的な活動展開を期待し、支援を行うとともに、連携の強化を図ります。	社会福祉課	B	社会福祉協議会における体制強化について協議を行った。	社会福祉協議会の体制を強化し、地域福祉の中心を担い、町福祉全体のサービス向上を図っていく。	
基本目標2 安心して暮らせる仕組みをつくる					

主要施策（１） 相談体制の充実

（P63）身近な相談窓口の充実

・窓口における相談体制の充実に向けて、相談しやすい環境づくりを図るとともに、各職員が知識の獲得に向けて研修等で研鑽し、複雑化した個々のケースにも対応できる体制の構築を目指します。	社会福祉課	B	社会福祉協議会に「福祉なんでも相談窓口」を設置し、幅広い相談に対応できる第一の窓口役を担っていただくとともに、どの部署に相談しても対応できるよう意識醸成を図るための合議体を形成した。	どの部署に相談しても対応でき、庁内連携が図れるよう「断らない窓口」を徹底していく。	
・民生委員・児童委員や地域福祉委員、ボランティア団体等と適切な連携をとりながら、支援が必要な人に対する見守り活動を実施するとともに、地域において気軽に相談できる体制を支援します。	社会福祉課	B	民生児童委員は高齢者実態調査等、社会福祉協議会はボランティア同士の交流会などを実施し、住民・関係団体・ボランティア等が日頃から顔見知りになる機会を設けた。	引き続き横のつながりがもてる機会を継続し、人的交流の機会を推進していく。	
・町内のすべての子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、出産や子育てについて助産師や保健師、保育コンシェルジュといった専門スタッフが気軽に相談に応じ、必要な支援につなげることができるよう、専門職の配置に努め、子育て家庭総合相談センターの体制強化を図ります。	子育て総合支援課	A	令和７年度からは、就学前と就学後により分かれていた担当課をさわやかホール２階のワンフロアに集約した「広陵町こども家庭センター」において、より切れ目のない相談支援体制を築き、関係機関と連携しながら出産・子育てに関する相談に対応しました。	今後も、さらに各関係機関との情報共有を行い、専門職員の多角的な視点による充実した相談支援につなげていきます。	
・来庁や電話だけでなくＦＡＸや電子メール等、あらゆる人がより相談しやすい環境を整えます。	こども課 けんこう推進課	B	問い合わせ先等に電話番号のほか、メールアドレスを記載し、問い合わせ方法の多様化に取り組んでいます。	引き続き多様な問い合わせ方法の案内を実施します。	
・児童生徒及びその保護者が相談しやすい環境を整えます。	学校支援課	A	各学校で相談しやすい環境を整えるため、相談員等の配置を行なった。	相談員等の現状の配置を維持していく。	

（P63）相談支援の充実

・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーについて、現状の体制を維持しながら引き続き保護者や児童・生徒の相談に対応していきます。	学校支援室	A			135に記載
--	-------	---	--	--	--------

（P63）町職員や民生委員・児童委員等の資質向上に向けた研修等の実施

・引き続き職員向けコンプライアンス研修を必要に応じて実施します。	秘書人事課	E	コンプライアンス研修は実施しなかった。	令和８年度は実施予定であり、今後も必要に応じて研修を実施する。	
・新規採用職員に関しては接遇研修を実施し、職員の資質向上を図ります。	秘書人事課	A	新規採用職員研修にて接遇研修を実施した。	今後も新規採用職員を対象に研修を実施する。	
・相談内容に的確に、かつ、相談者のプライバシーに配慮した対応を行えるよう、町職員や社会福祉協議会職員、民生委員・児童委員等の関係者に研修や勉強会を開催し、資質向上に努めます。	社会福祉課	B	民生児童委員は各部会における研修会や視察研修等に数多く参加している。町職員は毎年、情報セキュリティに関する研修会を受講している。	引き続き研修会に参加し、資質の向上に努めます。	

（P64）関係機関との連携体制の強化

・住民からの相談に携わる町職員や民生委員・児童委員等が、地域の問題解決を速やかに行えるよう、関係機関との連携体制の強化を図ります。	社会福祉課 介護福祉課 子育て総合支援課 けんこう推進課	A	あらゆる相談に柔軟に対応できるよう、支援の方向性を関係各課で連携し、地域の見守り強化が必要な事案についても速やかに対応すべく民生委員・児童委員との連携体制を維持した。 (介護)民生委員・児童委員を始め、医療機関や各事業所等とも常に連携を図り、地域課題のスムーズな解決を目指している。	今後も庁内だけでなく民生委員・児童委員等、関係機関と連携を図り、課題解決に努める。	
主要施策（２） 情報提供体制の充実					
(P66) 広報紙・町ホームページでの情報提供					
・各種制度等について、必要な人が必要な支援を適切に選択し利用できるよう、広報紙をはじめ、ホームページやSNS等による多様な媒体を通じた、よりわかりやすい情報提供に努めます。	介護福祉課 けんこう推進課	B	例年、保健事業について掲載しているパンフレットを作成している。適切な時期に広報やホームページ、SNS、2次元コードの利用等で情報提供に努めた。 (介護)介護保険制度や地域包括支援センターに関連する各種制度等についてはパンフレットの他、広報誌、町ホームページ、SNS等を活用する他、事業に関連して周知啓発する等、情報提供に努めている。	引き続き必要な人が必要な支援を適切に選択し、利用できるよう情報提供に努める。	
・広報紙のほか、ホームページ、SNSなど多様な媒体を用いて情報提供を行います。	こども課	B	ホームページ、公式LINE等を用いて情報提供を実施しています。	引き続き複数媒体での情報発信に努めます。	
・出産・子育て等に関する身近な相談窓口である子育て家庭総合相談センターについて、広く住民に周知するため、広報紙やホームページ等を活用し、積極的に情報提供を行います。	子育て総合支援課	A	「こども家庭センター」について広報誌やホームページだけでなく、チラシを各種窓口に設置するとともに、様々なイベント等で配布するなど、住民周知を積極的に行いました。	今後も継続的に身近な相談窓口である「こども家庭センター」について、新たに構築した「子育て応援サイト」も活用しながら、住民周知を行っていきます。	
・役場が発行する広報紙や各種冊子等の読みやすさへの配慮を進めます。	社会福祉課 デジタル推進室	A	色覚障がい者、高齢者等に配慮した配色やメディア・ユニバーサルデザインに配慮したレイアウトになるよう努めた。	情報をわかりやすく伝えるため、難しい言葉を多用しないよう努める。また、文字だけでなく図やイラストを使用し、一目で情報がわかるよう工夫する。	
・障がい者情報アクセシビリティの観点からICT機器の活用も視野に入れながら、誰もがアクセスしやすいホームページ作りについて、関係部署と協議しながら進めていきます。	社会福祉課 デジタル推進室	A	アクセシビリティの試験を行い、読み上げ機能の妨げになる文字や記号等を使用している記事の修正を行った。	JIS基準でのA、AAレベルのアクセシビリティ基準を満たせるよう、引き続き精査し必要に応じて修正を行う。	
・手話奉仕員養成講座を計画的に実施し、手話通訳ができる人材の育成・確保を図ります。	社会福祉課 デジタル推進室	B	社会福祉協議会に委託し、手話奉仕員養成講座を実施しているが、受講生が受講後に奉仕員登録するには至っていない。	奉仕員として登録するまでのスキルの習得は難しいところがあるが、聴覚障がい者への理解促進や啓発のうえで必要な講座になるため継続しく。	
(P66) 各種手当・制度の周知徹底					

・パンフレット等での情報提供とともに、個々の対象者に応じた制度に繋がられるよう案内を行います。	社会福祉課 介護福祉課 けんこう推進課	B			
(P66) 民生委員・児童委員等を通じた情報提供の充実					
・民生委員・児童委員等への情報提供を強化し、地域での情報提供体制の強化を図ります。	社会福祉課	B			
主要施策（３） 福祉サービス提供体制の充実					
(P68-69) 子育て支援の充実					
・地域のNPOと連携して地域での子育て支援の環境整備等を行います。	子育て総合支援課	A	家庭訪問型子育て支援ボランティア事業（ホームスタート）に対して補助を行い、「傾聴と協働」により子育て支援を実施するNPO法人と連携しながら、地域での子育て支援の環境整備を行いました。	今後も、連携しながら地域の子育て支援の環境整備を行う中で、児童虐待の早期発見や切れ目のない支援につなげていきます。	令和7年度から、担当課を子育て総合支援課に修正しています。
・特別な教育ニーズのある子どもの就学が円滑につながるよう関係機関と連携しながら情報発信等を実施していきます。	学校支援室	A	特別な教育ニーズのある子どもの教育相談を各園やホームページ等で周知し、教育相談等を実施して情報発信等を行った。	今後も各園と連携しながら特別な教育ニーズのある子どもの円滑な就学につながるよう教育相談等情報発信していく。	
・多様な子育て支援サービスや保育サービスの提供など、地域の子育て力を向上するための施策の充実に努めます。また、すべての子どもが尊重され、健やかに成長できるよう、専門的な相談支援体制を強化するとともに、子育て家庭を支援します。	子育て総合支援課	A	多様化する相談に対応できるよう、職員が積極的に研修会に参加し、スキル向上に努めました	今後も、様々な相談に対し、より適切に対応できるよう、積極的に研修会等に参加し、さらなるスキルアップを目指します。	
・多様な子育て支援サービスや保育サービスの提供など、地域の子育て力を向上するための施策の充実に努めます。また、すべての子どもが尊重され、健やかに成長できるよう、専門的な相談支援体制を強化するとともに、子育て家庭を支援します。	こども課	B	延長保育事業や病児保育事業、一時保育事情を実施し多様な保育ニーズに対応すると共に、各園で保護者を対象とした交流、相談、情報提供の場を設け子育て家庭の支援を行いました。	引き続き多様な保育サービスの提供と、相談支援体制の整備に努めます。	
・妊産婦や乳幼児とその保護者への面談や家庭訪問、電話相談等を通して、妊娠・出産・育児の切れ目ない支援について一層の充実を図ります。	こども課 子育て総合支援課	A	妊娠・出産・育児の切れ目のない支援のため、他課とも連携しながら、必要に応じて面談や家庭訪問などを行いました。	今後も、各関係機関と連携しながら、切れ目のない相談支援を行っていきます。	
・子どもや若者等の総合的な支援のあり方を定めた「こども計画」を策定します。	こども政策課	A	令和7年度にこども計画策定に向けたこどもの意見聴取ワークショップを行い、令和8年3月に「広陵町こども計画」を策定した。	こども計画の進捗状況について、今後も把握していく。	こども計画を策定したため、本事業は完了となります。

・個別相談等を通して、育児や発達に不安のある親子に対して関係機関と連携しながら、早期からの発達支援、親子支援を連携して実施します。また、関係機関と連携を密にし、発達育児支援の充実を図ります。	こども課 子育て総合支援課 けんこう推進課	A	乳幼児健康診査において、疾病や障がいの早期発見だけでなく、支援を要する保護者や家庭への早期介入の機会とした。また、臨床心理士による個別相談も定期的に実施した。子育て総合支援課等と連携し、こども家庭センターとして切れ目ない支援を実施した。	次年度も同様に実施。	
・広陵町公式LINEなどの子育て世帯が活用している情報収集のツールを使うなど、情報発信に力を入れています。	こども政策課	B	広陵町公式LINE、町広報等での情報発信に加え、令和7年度から「広陵町子育て応援サイト」の運用を開始し、子育てに関する情報を集約した。	今後も広陵町公式LINE、町広報、子育て応援サイトを活用し、情報発信に力を入れていく。	
・広陵町公式LINEなどの子育て世帯が活用している情報収集のツールを使うなど、情報発信に力を入れています。	子育て総合支援課	A	毎月のなかよし広場についての情報など、随時公式LINEに掲載し、情報発信を行いました。	今後も公式LINEとともに、「子育て応援サイト」も利用しながら、積極的な情報発信を行っていきます。	
(P69) 障がい者支援の充実					
・障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共に暮らし、共に参加するための福祉施策を推進します。また、住み慣れた地域で自立した生活を営むために必要なサービスと支援を受けられる社会を実現します。	社会福祉課	B	住み慣れた地域で安心して生活できるよう、本人の意思を尊重した個別計画に基づき、必要なサービス提供へつなげていく。	相談支援事業者と連携を図りながら、丁寧なアセスメントにより、必要なサービスへつなげていく。	
・障がいの程度や特性に応じて必要なサービスを利用できるよう、在宅や施設における福祉サービスの充実に努めます。	社会福祉課	B	必要なサービスが利用できるよう、計画相談に落とし込んでいき、サービス提供へつなげていく。	町内の社会資源のみならず、自立支援協議会等において、地域課題から必要な社会資源の把握から、不足するサービスの充実に努める。	
主要施策（4） 災害時の連携の強化					
(P72) 避難支援体制の充実					
・自主防災組織をはじめ、関係機関・団体との連携のもと、避難行動要支援者の把握をはじめ、実効性のある個別避難計画策定に努めます。	社会福祉課 介護福祉課 安全安心課	B	毎年、避難行動要支援者名簿を更新し、各区・自治会に名簿を提供。その後、地域主体での個別避難計画の策定を進めている。 （介護）避難行動要支援者名簿を更新するため、介護認定情報等を基に対象者情報の提供を行っている。	個別避難計画の策定が難航している地域があるため、地域主体の策定が進められるよう、支援していく。 （介護）避難行動要支援者名簿の更新に必要な情報提供を継続するとともに、関係課との連携を図りながら、支援を必要とする高齢者の把握に努める。	
(P72) 災害時の情報伝達、通報支援					

・聴覚や言語等に不自由があり、電話を使えない人が、FAXや電子メールで警察・消防に緊急通報する方法について、ホームページや広報等で、積極的に広報を行います。	社会福祉課	C			
主要施策（５） 権利擁護の推進					
(P74) あらゆる虐待やDV・ハラスメントの防止					
・DV等の暴力防止、暴力根絶に向けた学習機会および啓発活動を充実するとともに、相談や専門窓口の紹介や支援を行います。（男女共同参画行動計画と連動）	協働のまちづくり推進課	A	・広報11月号において、「パープルリボン」の記事を掲載し、女性に対する暴力防止に対する啓発を実施した。 ・エコール・マミにおいてパープルリボンの紫色にライトアップするとともに従業員のパープルリボン着用や館内放送を実施することで、暴力の根絶を広く呼びかけた。 ・人権やデートDVについて、町内小・中学校の児童に対し、出前授業を行うなど、啓発活動を実施した。	継続して行う予定。	小・中学校の出前授業については人権の予算であるため、R8からは未来戦略・総合調整課になる。
・障がい者虐待防止法等の趣旨を踏まえ、速やかに必要な支援に結びつけることや、早期の段階から相談できるよう、窓口等の充実を図り、あわせて、より一層積極的な啓発活動を実施します。	社会福祉課	B	虐待に関する相談や通報があった際は、速やかに障がい者の安全確保に対応できるよう関係機関と連携するため、「地域生活支援拠点事業」の整備を行った。	事案が発生した際の一時避難所として、緊急難できるよう、入所系サービス事業書と連携を図っていくとともに、一層多くの事業所の協力が得られるよう事業参加を呼びかけていく。	
・高齢者虐待防止法の趣旨を踏まえ、速やかに必要な支援に結びつけることや、早期の段階から相談できるよう、窓口等の充実を図り、あわせて、より一層積極的な啓発活動を実施します。	介護福祉課	B	高齢者虐待の相談窓口の周知・啓発に努めた他、虐待発生時には警察等と連携することにより早期支援に結びつけた。	住民や各関係事業者等に広く高齢者虐待について知ってもらうことで予防にもつながるように広報誌への掲載や研修会の実施を通じての普及・啓発に努める。	
・DV・ハラスメント、児童虐待防止法等の趣旨を踏まえ、速やかに必要な支援に結びつけることや、早期の段階から相談できるよう、窓口等の充実を図り、あわせて、より一層積極的な啓発活動を実施します。	子育て総合支援課	A	「いのちを守るイベント」や「かぐや姫まつり」などのイベントでの啓発活動に加え、エコール・マミのふるさと広場でオレンジ・ライトアップを実施するなど、児童虐待防止について積極的な啓発活動を行いました。	今後も、早期の児童虐待防止につながるよう、積極的な啓発活動を行っていきます。	
・関係機関と連携し、要支援者への支援を実施します。	学校支援室	A	関係機関と連携し、要支援者への支援を実施した。	関係機関との連携を深め、支援を実施していく。	
・教職員へ、相談窓口等の情報を周知します。	学校支援室	A	県教委から情報周知を実施すると共に、スクールソーシャルワーカーによる相談窓口等の情報を周知した。	引き続き校長会等を通じて情報伝達を実施していく。	

・「差別をなくす強調月間」に合わせ、人権のつどいを開催するとともに、その内容について広報紙等で掲載します。	協働のまちづくり推進課 生涯学習課 住民課	A	広報6月号において、一人ひとりが尊重される明るいまちづくりの集いの記事を掲載し、その内容を周知するとともに、下記のとおり人権尊重意識の高揚・啓発を行った。 日時 R7. 7. 15（火）10時～ 演題 「つながる世界、試される人権～SNS社会で人権を守るために～」 講師 NPO法人なかよし学園プロジェクト 理事長 中村 雄一 さん （生涯） "広報6月号において、「一人ひとりが尊重される明るいまちづくりの集い」の記事を掲載し、その内容をオ周知するとともに下記のとおり人権尊重意識の高揚・啓発を行った。 日時 R7. 7. 15（火）10時～ 演題「つながる世界 試される人権 ～SNS社会で人権を守るために～」 講師 NPO法人なかよし学園プロジェクト理事長 中村 雄一 さん"	人権啓発及び教育の担当が連携して実施する事業は意義のあるものと考えている。 人々の意識へ常に人権の重要性を伝え続けることが差別なき社会形成のために最も効果的な方策であると考えている。今後も、広報誌のみならず、ホームページやラインなど様々なプラットフォームを駆使して人権尊重の啓発を継続していく。	R8より担当課の変更 協働のまちづくり推進課 ↓ 未来戦略・総合調整課
(P75) 障がい者虐待防止の推進					
・家庭内や職場、施設における障がい者に対する虐待防止のため、関係機関職員との連携を深めるとともに、相談・連絡があった場合は迅速な対応を図ります。	社会福祉課	B	虐待に関する相談や通報があった際は、速やかに障がい者の安全確保に対応できるよう関係機関と連携するため、「地域生活支援拠点事業」の整備を行った。	事案が発生した際の一時避難所として、緊急難でできるよう、入所系サービス事業書と連携を図っていくとともに、一層多くの事業所の協力が得られるよう事業参加を呼びかけていく。	
(P75) 成年後見制度の周知					
・広報紙、ホームページ、パンフレットの配布等を通じて、成年後見制度の周知と利用促進を図ります。	社会福祉課 介護福祉課	B	【介護福祉課】 窓口にパンフレットを置き、成年後見制度の周知及び利用促進に取り組んでいる。	【介護福祉課】 成年後見制度利用促進基本計画の趣旨を踏まえ、住民に対する制度周知の充実を図るとともに、相談支援体制の強化に努める。	
・市民後見人の養成や法人後見など成年後見制度を利用しやすい体制の整備に努めます。	社会福祉課	C			
主要施策（6） 支援が必要な人への対応					
(P77) 生活困窮者への対応					

・生活困窮者に対し、奈良県中和福祉事務所、奈良県中和・吉野生活自立サポートセンターや民生委員・児童委員などと連携し、健康で文化的な生活を送るための社会保障として、生活保護の適正受給を促進します。	社会福祉課	B	中和福祉事務所や関係部署との情報共有を行い、丁寧な聴き取りを実施し、生活保護の適正受給につながるよう努めた。	今後も関係機関と連携し、適正受給を促進します。	
・きめ細かな相談対応や関係機関が行っている生活福祉資金貸付、就学援助などによる経済的支援、就労支援、住居確保支援等の利用促進等により、生活困窮者の自立を促進します。	社会福祉課	B	生活困窮者からの相談に対し、生活福祉資金の貸し付けや就労支援など、社会福祉協議会との連携を図りながら、相談者の課題に応じた支援につなげられた。	今後も社会福祉協議会と連携し、相談者の自立の促進を図っていく。	
(P77) 子どもの貧困対策					
・ひとり親世帯の相談等において、必要に応じ関係機関・部署と情報共有を行い、支援を進めていきます。	こども課	B	相談内容に応じて、担当課や関係機関と連携し包括的な支援を実施しています。	引き続き関係機関等と連携し包括的な支援を実施していきます。	
・就学援助制度について引き続き周知していきます。	学校支援課	A	次年度就学予定の家庭及び全児童生徒に通知文書を配布すると共にホームページでも周知した。	引き続き周知していく。	
・県や関係機関と情報共有しながら、子どもに届く保育・教育支援、生活支援、保護者に対する就労支援、経済的支援を推進します。	社会福祉課	B	子どもが安定した生活を行えるよう、保護者に対し適切な福祉サービスを提供することができた。	子どもを取り巻く環境が複雑な問題も多く、丁寧な対応が求められるため、関係機関との密な情報共有ができるよう努めていく。	
(P78) 更生保護について					
・犯罪や非行を行った人が罪を償い、地域社会において円滑に立ち直ることができるよう、保護司、更生保護女性会と連携し、取り組みを強化します。	社会福祉課	C			
・保健行政機関と連携し、薬物依存症に関する相談支援の充実を図るとともに、薬物依存症からの回復に向けた支援を行います。	社会福祉課	C			
(P78) ヤングケアラーへの支援					
・ヤングケアラーが抱える不安や負担を軽減・解消するため、関係機関等と連携して、早期発見・把握し、適切な支援につなげる取り組みを実施できるよう努めます。	社会福祉課 子育て総合支援課 学校支援課	C			
主要施策（7） 安全な移動手段・生活の確保					
(P80) 身近な移動手段の確保					
・福祉タクシー等の利便性向上やボランティア等支援者の人材確保など、高齢者や障がい者などの交通弱者の移動支援の充実を図ります。	社会福祉課	A	移動が困難な障がい者児に対し、福祉タクシーチケットを交付している。	今後も福祉タクシーチケットの事業を継続していく。	

			令和7年度における地域公共交通ネットワークの形成に資する取組は以下のとおり。 ・近鉄大和高田駅に乗り入れを行っているコミュニティバス「広陵元気号中央幹線」及び町内移動をメインとして運行している予約型乗合バス「のーと広陵元気号」の継続運行。 ・令和6年度から継続して実施している妊産婦を対象とした妊婦健診時に利用できる電子タクシーチケットの交付を行う実証実験の実施。 ・町内周遊やラストワンマイルの課題解決をする手段としてシェアサイクルサービス「HELLO CYCLING」のサービス拡充（令和7年度はイズミヤ広陵店、馬見丘陵公園3箇所、近鉄箸尾駅にサイクルステーションを追加。） ・妊婦の陣痛時の移動の不安を解消し、安心して子どもを産める環境整備として、陣痛タクシーサービスを開始（令和7年度中に84人登録、2人利用）。		
(P80) ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくり					
・道路・公園施設の新設、改修の際には、利用しやすいユニバーサルデザインの視点に立った整備を図ります。	公共施設マネジメント課	B			
・安心して利用できる歩行空間の創出を図るため、車いすが交差できる幅の広い歩道の整備や歩道の段差解消に努めます。	都市整備課	C	安部区内の道路において、水路があり狭あいで行きにくかった箇所について、水路に蓋を設置し、歩行空間を確保する整備を実施しました。これにより、歩行者や車椅子が安心して通行できる環境を整えました。	国の交付金等を活用し、歩道整備および舗装修繕を計画的に実施します。	
(P80) 交通安全対策の強化					
・学校と通学路の危険箇所を共有し、他関係課等と連携して安全な通学路の整備を実施します。	教育総務課	B			
基本目標3 いきいきと暮らせる仕組みをつくる					
主要施策（1）居場所づくり・交流の場づくり					
(P84) ふれあい・いきいきサロンの充実					

・社会福祉協議会と連携し、地域での居場所づくりの一環として、ふれあい・いきいきサロンの充実を図ります。	社会福祉課	A	社会福祉協議会が中心となり、広報紙等において各地域のサロンを紹介し、地域での居場所づくりを創出している。	新しいメンバーも参加しやすい雰囲気づくりを心がけ、継続を図っていく。	
(P84) 高齢者の通いの場・居場所づくり					
・地域で自主的に行う、健康づくり・通いの場づくりの支援と、またその場を継続するための活動支援を行います。	介護福祉課	A	出前講座や老人クラブへのミニ運動教室実施の際に通いの場の普及・啓発や介護予防の必要性を説明。介護予防リーダー(KEEPの会)の協力を得て活動支援も行った。	引き続き、介護予防リーダー（KEEPの会）の協力を得ながら、通いの場の普及・啓発、支援を行う。	
(P84) 地域子育て支援拠点事業の充実					
・子育て家庭の親子が気軽につどい、うち解けた雰囲気の中で語り合い、交流する場を提供し、子育て親子の孤立感や孤独感の解消に努めるとともに、専門スタッフによる子育て相談や情報の提供を行います。	子育て総合支援課	A	なかよし広場において、毎月1回の講習会を開催し、作業療法士による「子育て講座」や保育コンシェルジュによる「すこやか相談」を実施し、子育て中の親子の交流の場の提供を積極的に行いました。	今後も、魅力的な講習会を開催するなど、子育て親子の交流の場の提供を行い、孤立感や孤独感を抱える保護者にとって身近な交流の場・相談の場となるように努めていきます。また、子育てに関する情報発信を行い、相談しやすい環境づくりにより、広場で受けた子育て相談について、丁寧にフォローしていきます。	
(P84) 地域の施設を活用した交流促進					
・地域の交流の場として、集会所、地区公民館、公園など、身近にある施設の活用を図ります。	協働のまちづくり推進課 総合政策課（公共施設マネジメント）	A			
主要施策（2） 社会参加・生きがいづくり					
(P85) 高齢者の生きがい・社会参加の促進					
・高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持って暮らし続けられるよう、高齢者の生きがいの創造を支援し、高齢者の生涯学習、多世代交流、地域貢献活動の機会を増やし、働ける高齢者の雇用の社会参加を支援します。	介護福祉課	A	地域の高齢者が集うサロン・自主活動している団体に対し、介護予防支援事業を実施している他、老人クラブ連合会に対し活動補助を行うことで、高齢者の生きがいや健康づくりに寄与している。高齢者が能力を活かし、生きがいある生活を送ることを支援するためシルバー人材センターの運営補助を行っている。	通いの場や認知症カフェ、老人クラブ連合会、シルバー人材センター等、個人のニーズに応じて社会参加の機会を得ることができるよう体制整備を継続する。	

・高齢者の就労機会確保の一環としてシルバー人材センターへの支援を行います。	介護福祉課	B	シルバー人材センターの安定的な運営、及び新たな就業機会の開拓に必要な経費について毎年度約900万円の補助金を交付し、支援している。高齢者の就労機会確保のため、公園清掃、草刈り、除草作業、公共施設の管理補助など様々な分野での健全な運営を実施できた。就労者の定年延長や勤労意欲により、現役で就労されている方が増加しており、シルバー人材センターへの入会者は年々減少しているのが現状。80代での新規入会者もあり、入会希望の高齢化が進んでいる。	引き続き補助金の交付を行い、能力に応じた多様な働き方を提供し、無理のない就労を推進する。また、地域福祉と連動した新たな就業分野の開拓を検討していく。	
(P86) 障がい者の社会参加の促進					
・障がい者（児）の自立と社会参加のため、地域のイベント、スポーツ、レクリエーション活動等に、気軽に参加できるよう働きかけようにします。	社会福祉課	B	県主催の障がい者スポーツ大会や障がい者作品展の案内を広報紙等で行い、参加を働きかけた。	各種イベントを通して、障がい者の活動を周知し、啓発へとつなげていく。	
・日中活動や就労の場について、個々の障がい特性に見合ったサービス利用に繋がるよう支援を行います。	社会福祉課	A	障がい者の特性に応じた福祉サービスの利用決定を行うことができた。	サービス利用だけでなく、一般就労も視野に入れ、自立した生活が送れるような取り組みを行う必要がある。	
・令和4年度から町民体育祭を広陵町スポーツフェスティバルに改め、誰もが楽しむことができる軽スポーツをフリー参加で開催しています。令和5年度以降、事業所等で開催内容等を通知し参加を促していきます。	スポーツ振興課	B	令和7年度は4回目となるスポーツフェスティバルを実施した。ポッチャやモルック等の軽スポーツに加えて、VRスポーツといった現代的な種目も取り入れ、若者世代の参加増加を図った。	引き続き、町民の運動指標を計る好機である体力測定を軸に、老若男女、障がいの有無かわらず誰もが気軽に取り組めるニュースポーツ・軽スポーツに触れる機会を提供する場として、イベントを実施していく。	
(P88) 介護予防の推進					
・介護保険制度の持続可能性を高め、すべての人が健康に暮らし続けるために必要な活動に自ら取り組むことができるよう、関係機関と連携・協力しながら健康づくりや介護予防・日常生活支援総合事業、一般介護予防事業を一体的に推進します。	介護福祉課	A	地域課題を抽出し、必要な事業を実施するため「地域ケア会議」や「介護予防検討会議」を定期的開催している。また、近隣自治体等とも協力し、会議や共同事業を通じて連携を強化する取り組みを進めており、地域全体の健康増進および介護保険制度の維持可能性向上に寄与している。	「地域ケア会議」や「介護予防検討会議」の実施、及び近隣自治体等との協力体制を継続することで、高齢者の健康に向けた主体的な取り組みの支援につなげる。	
・一人ひとりの社会参加の機会をつくることで、自らが様々な取り組みに積極的に参加し、活躍できるように支援します。	介護福祉課	A	「107」と同様、自主活動を実施している団体への支援の他、老人クラブ連合会に対し活動補助を行うことで、高齢者の生きがいや健康づくりに寄与している。また、高齢者が能力を活かし、生きがいある生活を送ることを支援するためシルバー人材センターの運営補助を行っている。	通いの場や認知症カフェ、老人クラブ連合会、シルバー人材センター等、個人のニーズに応じて社会参加の機会を得ることができるよう体制整備を継続する。	
基本目標4 いのちを支える仕組みをつくる（自殺対策計画）					
主要施策（1） 地域におけるネットワークの強化					

(P100) 広陵町自殺対策推進協議会（仮称）の設置およびネットワークの構築					
・本町の自殺対策推進の中核組織として、保健、医療、福祉、警察、教育、民間ボランティア等の町内外の幅広い関係機関や団体で構成される協議会を設置し、総合的な自殺対策に取り組みます。 また、庁舎内において自殺対策ワーキンググループ（仮称）を設置し、協議会と連携しながら、地域におけるネットワークを構築し、体制づくりに努めます。	社会福祉課	E	協議会やワーキンググループといった体制づくりには至らなかった。	地域におけるネットワークの構築や組織の必要性について、検討していく。	
(P100) 暮らしのガイドでの相談窓口の周知					
・暮らしのガイドへの相談窓口連絡先を掲載します。	デジタル推進室	D	令和6年（2025年）保存版において、相談窓口連絡先の掲載を行った。	現在作成している令和8年（2026年）版において、令和6年保存版と同様に人権や消費生活等の相談窓口連絡先を掲載予定。	
(P100) 相談等を通じた周知					
・相談者に対して、必要に応じた相談先情報の周知を図ります。	社会福祉課	A			
主要施策（2） 自殺対策を支える人材の育成					
(P101) 職員向けゲートキーパー研修の開催					
・開催方法等を社会福祉課と協議し、必要に応じて職員向けゲートキーパー研修を実施します。	秘書人事課	E	ゲートキーパー研修は実施しなかった。	社会福祉課と協議の上、必要に応じて研修を実施する。	
・傾聴や相談窓口のつなぎ方など、実践的な対応に向けて段階的に専門研修の受講を促します。	秘書人事課	B	外部機関での研修を庁内に周知した上で、研修受講に繋げた（参加者のべ1人）。	引き続き外部機関での研修を庁内に周知した上で、研修の受講を促す。	
・心身の不調を予防するため、メンタルヘルス（セルフケア・ラインケア）の研修の受講を促します。	秘書人事課	B	外部機関での研修を庁内に周知した上で、研修受講に繋げた（参加者のべ3人、課長補佐級職員研修内で実施）。	引き続き外部機関での研修を庁内に周知した上で、研修の受講を促す。	
(P101) 福祉関係団体向けゲートキーパー研修の開催					
・福祉に携わる団体等を対象に研修会を開催し、人材確保を図ります。	社会福祉課	A	民生委員を対象にゲートキーパー養成講座を実施した。	年度毎に受講対象者を変え、より多くの人にゲートキーパーの周知ができるよう努める。	
(P101) 教職員向けゲートキーパー研修の開催					
・教職員等に対して、自殺対策に関わる最新情報の提供や教職員研修への受講勧奨を行います。	学校支援室	A	県教委からの自殺対策に関わる情報を町校長会を通じて発信するとともに、教職員の夏期研修での専門講習への受講勧奨を行なった。	県教委からの自殺対策に関する情報発信を引き続き発信するとともに、教職員研修の受講を勧奨していく。	
・保育士や幼稚園教諭、教職員等に対し、児童虐待防止に関する研修会や講習会を開催し、自殺対策の理解促進に努めます。	子育て総合支援課	B	小中学校の新規採用の教員や保育所（ひだまり保育園・おひさま保育園）の合同研修において保育士に対し、児童虐待防止の研修会を開催しました。	今後も児童と直接関わる現場の教員等への研修を行っていきます。	
主要施策（3） 住民への啓発と周知					
(P102) 広報紙・ホームページでの周知					

・広報紙やホームページに、自殺対策強化月間（３月）や自殺予防週間（９月）等にあわせて、自殺に関する情報を掲載し、施策の周知と理解促進を図ります。	社会福祉課	A			
(P102) 啓発拠点としての図書館の活用					
・こころの健康に関する住民の理解促進に向け、自殺対策強化月間や自殺予防週間等に、図書館においてこころの健康に関する図書コーナーの開設や情報提供の場として活用を図ります。	図書館	B	自殺対策強化月間である３月に合わせて、１か月間「こころの健康」をテーマに資料の展示を行った。展示図書を元にリストを作成し、利用者が手に取ることができるよう配置した。	今後も３月に関連図書の展示を行い、心の健康や自殺予防の啓発に努める。また、新しい情報を得ることができるよう関連図書の購入を引き続き行う。	
(P102) 「いのちを守るまちづくり」イベント事業による啓発					
・多角的な視点から「いのち」「健康」について学び得る体験型のイベントを開催し、ストレスチェック測定の実施、メンタルヘルスや自殺予防のパネル展示やリーフレット配布を行うことにより、住民への啓発を行います。	社会福祉課 けんこう推進課	B	いのちを守るまちづくりイベントで、社会福祉課によりストレスチェック測定の実施や、メンタルヘルスや自殺予防のパネル展示やリーフレット配布を担当課で行った。	次年度も同様に実施。	
主要施策（４） 生きることの促進要因への支援					
(P103) アルコール依存症についての啓発					
・関係機関向けにアルコール依存症について、知識の普及、啓発を図ります。	けんこう推進課 社会福祉課	E			
(P103) 学校での相談体制の充実					
・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーについて、現状の体制を維持しながら引き続き保護者や児童・生徒の相談に対応していきます。	学校支援室	A	全町立小・中学校に教育相談員やスクールカウンセラー等を継続配置すると共に、スクールソーシャルワーカー等の巡回相談も継続的に実施した。	体制を維持しながら保護者や児童生徒の相談に応じていく。	
・児童生徒の状態を把握するスクリーニング会議等を実施して、子どもの状態をキャッチし、支援していきます。	学校支援室	A	全小中学校でスクリーニング会議等を実施し、児童生徒を支援した。	全小中学校でスクリーニング会議等を実施可能なように支援していく。	
(P104) 若年者健康診査を通じた相談支援					
・20歳から39歳までの住民で、健診を受診する機会のない方を対象に、健診を実施し、心身にリスクがあると判断された場合など必要なときは専門機関による支援につなげます。	けんこう推進課	B	20歳から39歳までの住民で、健診を受診する機会のない方を対象に、健診を実施。該当者はなかった。	次年度も同様に実施。	
(P104) 生活安定対策事業（若年者の就労相談）					

・関係機関と連携し、若年者の就労相談や就労支援セミナー等の実施を通じて就労支援を行います。	産業総合支援課	B	県より委託を受け、厚生労働省委託の支援機関である「サポートステーションやまと」による15歳から49歳までの就労に悩む若者やその家族を対象とした「若者自立のための無料相談会」を毎月役場で実施している。あわせて、協力企業が多数参加する合同企業説明会や、若者自立支援セミナー（父親塾・母親塾）も実施し、町内在住の若者の自立支援に取り組んでいる。	今後も奈良県及び関係機関と連携しながら相談会等の継続実施を通じて、若者の就労及び自立支援の充実を図る。	
(P104) 相談対応の充実					
・様々な困りごとへの相談対応とともに、問題解決にあたって適切な機関につなげます。	社会福祉課	A			
(P105) 居場所づくりの推進					
・地域子育て支援拠点事業をはじめ、孤立感や孤独感を抱える子育て中の親子が気軽に集い交流できる場を町内各地で開催し、身近な地域での居場所づくりを進めます。	子育て総合支援課	A	町内4ヶ所で子育て中の親子が気軽に集い交流できる場を開催し、子育てに関する相談に対応するとともに、子育てについての情報発信を行いました。	今後も、孤立感や孤独感を抱える保護者にとって身近な交流の場・相談の場となるように努めていきます。	令和7年度に、担当課に子ども政策課を追加依頼しています。
・放課後子ども育成教室の利用を通じて、身近な地域での子どもの居場所づくりに努めます。	こども課	B	令和7年度では、放課後子ども育成教室の運営の質の向上を目的に、4校区5施設の運営を民間へ委託しました。また、7月には利用希望者が増加傾向にある校区に、民設民営のクラブを1カ所開設しました。	令和8年度に全ての校区の運営を民間委託し、引き続き安全安心な居場所としての運営に務めます。また、民設民営のクラブを1カ所新たに開設し、受け皿の確保に努めます。	
・高齢者の通いの場、認知症カフェ等の開催を通じて、身近な地域での居場所づくりを支援します。	介護福祉課	A	通いの場の立ち上げの支援や出前講座の実施、通いの場と認知症カフェの周知を広報誌等で行った。また、認知症カフェには運営補助金を交付し活動を支援している。	今後も通いの場や認知症カフェ等の支援を行い、高齢者の身近な居場所づくりに努める。	
・社会復帰を目指す精神障がい者の地域での暮らしを支援するため、福祉サービス提供事業所の整備拡充を働きかけます。	社会福祉課	B	福祉サービス事業所と連携を図り、本人の生活を支援するため、個別のケース会議等を実施した。	障がい福祉計画策定におけるアンケートを実施し、当事者ニーズの把握に努め、事業所と連携を図っていきます。	
・学校に行きづらいている子どもの居場所として図書館の活用を図ります。	図書館	B	注意すべき子どもの情報については特になかった。自習席は特に制限がなく誰でも使うことができるので、たくさんの子どもが利用していた。該当すると思われる子どもを館内で見かけることはなかった。	子どもが気軽に立ち寄ることができる居場所としての図書館の機能を維持し、引き続き関係各課と情報を共有して、子どもたちが安全に過ごせるよう注視し、必要に応じてサポートする。	
主要施策（5） 児童・生徒のＳＯＳの出し方に関する教育					
(P106) ＳＯＳの出し方教育の実施					

		・相談をするためのツールを多く提供し、児童生徒が早めに悩みや助けを求める声をあげやすくするためにする。「いのちの教育」を行い、いのちの大切さを伝えます。	教育総務課	A			
		・学校での自殺予防教育を通じて、児童・生徒に正しい知識を与え、自分に合った対処方法を実践する力を育成します。	教育総務課	B			